

指定基準自己点検シート（福祉用具貸与）

記入年月日	年 月 日
法人名	
施設・事業所名	
連絡先	（ T E L ）
記入責任者	（職名） （氏名）
人権擁護・虐待防止の担当者	（職名） （氏名）
感染対策担当者	（職名） （氏名）

事業所指定	サービス種別	利用者数 (人)※1	利用者数の内訳	
			在宅 (人)	在宅以外 (人) ※2
有 無	福祉用具貸与			
	介護予防福祉用具貸与			

※1 指定基準自己点検シート提出月の利用登録者数を記載してください。

※2 自宅居住者以外は全て該当（有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、軽費老人ホーム、生活支援ハウス等）

＜記載にあたっての留意事項＞

- (1) 複数の職員で検討のうえ点検してください。
- (2) 記入される時点での状況について、各項目の点検事項に記載されている内容について満たされていれば「はい」に、そうでなければ「いいえ」に☑をしてください。
なお、該当するものがなければ非該当に☑をしてください。
- (3) 点検事項ごとに根拠法令を記載していますので、参考にしてください。

＜根拠法令＞

根拠法令の表記については、以下のとおり略しています。

- | | |
|------|--|
| 「法」 | → 介護保険法 |
| 「令」 | → 介護保険法施行令 |
| 「規則」 | → 介護保険法施行規則 |
| 「条例」 | → 大分市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 |

点検項目	点検事項	根拠法令	点検結果		
			はい	いいえ	非該当
I 人員基準					
1 従業者の員数	【福祉用具専門相談員】 常勤換算方法で、2以上配置していますか。	条例 第251条	☐	☐	☐
2 管理者	①管理者は常勤職員を配置していますか。 ②管理者が他の職種等を兼務している場合、兼務形態は適切ですか。	条例 第252条	☐ ☐	☐ ☐	☐ ☐
II 設備基準					
1 設備及び備品等	(1) 福祉用具の保管及び消毒のために必要な設備及び器材並びに事業の運営を行うために必要な広さの区画を有するほか、指定福祉用具貸与の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えていますか。 (2) 【福祉用具の保管のために必要な設備】 ①清潔ですか。 ②既に消毒又は補修がなされている福祉用具とそれ以外の福祉用具を区分することが可能ですか。 【福祉用具の消毒のために必要な器材】 取り扱う福祉用具の種類及び材質等からみて適切な消毒効果を有するものですか。	条例 第253条	☐ ☐ ☐ ☐	☐ ☐ ☐ ☐	☐ ☐ ☐ ☐
III 運営基準					
1 内容及び手続の説明及び同意	サービス提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、重要事項を記した文書を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得ていますか。 ※重要事項は、運営規程の概要、勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制等、利用申込者のサービス選択に資すると認められる事項。	条例 第264条 準用第9条	☐	☐	☐
2 提供拒否の禁止	正当な理由なくサービスの提供を拒んだことはありませんか。	条例 第264条 準用第10条	☐	☐	☐
3 サービス提供困難時の対応	自ら適切なサービス提供が困難な場合、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他事業者等の紹介など必要な措置を速やかに取っていますか。	条例 第264条 準用第11条	☐	☐	☐
4 受給資格等の確認	(1) 被保険者証によって被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめていますか。 (2) 被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、その意見に配慮してサービスを提供するよう努めていますか。	条例 第264条 準用第12条	☐ ☐	☐ ☐	☐ ☐
5 要介護認定の申請に係る援助	(1) 利用申込者が要介護認定を受けていない場合、既に要介護認定の申請をしているか確認し、申請が行われていない場合は、利用申込者の意思を踏まえて速やかに申請が行われるよう必要な援助を行っていますか。 (2) 要介護認定の更新申請が、遅くとも要介護認定の有効期間が終了する30日前までになされるよう必要な援助を行っていますか。	条例 第264条 準用第13条	☐ ☐	☐ ☐	☐ ☐
6 心身の状況等の把握	サービス担当者会議等を通じて利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めていますか。	条例 第264条 準用第14条	☐	☐	☐
7 居宅介護支援事業者等との連携	サービスを提供する場合又は提供の終了に際し、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。	条例 第264条 準用第15条	☐	☐	☐

点検項目	点検事項	根拠法令	点検結果		
			はい	いいえ	非該当
8 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助	利用申込者又はその家族に対して、法定代理受領サービスについて説明し、必要な援助を行っていますか。	条例第264条 準用第16条	☐	☐	☐
9 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供	居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿ったサービスを提供していますか。	条例第264条 準用第17条	☐	☐	☐
10 居宅サービス計画の変更の援助	利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、必要な援助を行っていますか。	条例第264条 準用第18条	☐	☐	☐
11 身分を証する書類の携行	従業者に身分証を携行させ、利用者の求めに応じて提示するよう指導していますか。	条例第264条 準用第19条	☐	☐	☐
12 サービス提供の記録	(1) サービスを提供した際は、提供の開始日及び終了日並びに種目及び品目、介護サービス費の額その他必要な事項を書面に記録していますか。	条例第264条 準用第20条	☐	☐	☐
	(2) サービスを提供した際は、提供した具体的なサービス内容等を記録するとともに、利用者からの申し出があった場合には、文書等により情報を提供していますか。		☐	☐	☐
13 利用料等の受領	(1) 法定代理受領サービスの場合、利用者から利用者負担分の支払を受けていますか。	条例第254条	☐	☐	☐
	(2) 法定代理受領サービスである場合と、そうでない場合との間に不合理な差額を設けていませんか。		☐	☐	☐
	(3) 以下の費用に当たっては、予め利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、同意を得ていますか。 ① 通常の事業の実施地域以外の地域においてサービスを行う場合の交通費 ② 福祉用具の搬出入に特別な措置が必要な場合の当該措置に要する費用		☐	☐	☐
	(4) あらかじめ定めた期日までに利用者から利用料又はその一部の支払いがなく、その後の請求にもかかわらず、正当な理由なく支払に応じない場合は、福祉用具を回収すること等により、サービスの提供を中止したことがありますか。		☐	☐	☐
	(5) (領収証) サービスの提供に要した費用について支払を受ける際、利用者に対し領収証を交付していますか。	法第41条第8項	☐	☐	☐
	(6) (5)の領収証に保険給付の対象額とその他の費用を区分して記載し、その他の費用については個別の費用ごとに区分して記載していますか。	規則第65条	☐	☐	☐
14 保険給付の請求のための証明書の交付	法定代理受領サービスに該当しないサービスに係る利用料の支払いを受けた場合は、サービス提供証明書を利用者に交付していますか。	条例第264条 準用第22条	☐	☐	☐
15 指定福祉用具貸与の基本取扱方針	(1) 利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止並びに利用者介護する者の負担の軽減に資するよう、その目標を設定し、計画的に行っていますか。	条例第255条	☐	☐	☐
	(2) 常に、清潔かつ安全で正常な機能を有する福祉用具を貸与していますか。		☐	☐	☐
	(3) 自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図っていますか。		☐	☐	☐
16 指定福祉用具貸与の具体的取扱方針	(1) サービス提供に当たっては、福祉用具貸与計画に基づき、福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して福祉用具の機能、使用方法、利用料、全国平均貸与価格等に関する情報を提供し、個別の福祉用具の貸与に係る同意を得ていますか。	条例第256条	☐	☐	☐

点検項目	点検事項	根拠法令	点検結果		
			はい	いいえ	非該当
	(2) 指定福祉用具貸与及び指定特定福祉用具販売のいずれにも該当する福祉用具に係るサービスの提供に当たっては、利用者が指定福祉用具貸与又は指定特定福祉用具販売のいずれかを選択できることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体の状態等を踏まえ、提案を行っていますか。		☐	☐	☐
	(3) 貸与する福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行っていますか。		☐	☐	☐
	(4) 利用者の身体の状態等に応じて福祉用具の調整を行うとともに、当該福祉用具の使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて利用者に実際に当該福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行っていますか。		☐	☐	☐
	(5) 利用者等からの要請等に応じて、貸与した福祉用具の使用状況を確認し、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行っていますか。		☐	☐	☐
	(6) サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行っていますか。		☐	☐	☐
	(7) 身体的拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状態並びに緊急やむを得ない理由を記録していますか。		☐	☐	☐
	(8) 居宅サービス計画に指定福祉用具貸与が位置づけられる場合には、当該計画に指定福祉用具貸与が必要な理由が記載されるとともに、当該利用者に係る介護支援専門員により、必要に応じて随時その必要性が検討された上で、継続が必要な場合にはその理由が居宅サービス計画に記載されるように必要な措置を講じていますか。		☐	☐	☐
	(9) 同一種目における機能や価格帯の異なる複数の福祉用具に関する情報を利用者に提供していますか。		☐	☐	☐
17福祉用具貸与計画の作成	(1) 福祉用具専門相談員は、利用者の希望、心身の状態及びその置かれている環境を踏まえて、指定福祉用具貸与の目標、目標を達成するための具体的なサービスの内容、計画の実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）を行う時期等を記載した計画を作成していますか。 指定特定福祉用具販売の利用があるときは、特定福祉用具販売計画と一体のものとして作成していますか。	条例第257条	☐	☐	☐
	(2) 計画は居宅サービス計画に沿って作成されていますか。		☐	☐	☐
	(3) 計画の内容について利用者又はその家族に説明を行い、利用者から同意を得ていますか。		☐	☐	☐
	(4) 計画を利用者及び介護支援専門員に交付していますか。		☐	☐	☐
	(5) 計画の作成後、モニタリングを行っていますか。ただし、指定福祉用具貸与及び指定特定福祉用具販売のいずれにも該当する福祉用具に係るサービスの提供に当たっては、計画に基づくサービス提供の開始時から6月以内に少なくとも1回モニタリングを行い、その継続の必要性について検討を行っていますか。		☐	☐	☐
	(6) モニタリングの結果を記録し、当該記録をサービスの提供に係る居宅サービス計画を作成した指定居宅介護支援事業者に報告していますか。		☐	☐	☐
	(7) モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて当該計画の変更を行っていますか。		☐	☐	☐

点検項目	点検事項	根拠法令	点検結果		
			はい	いいえ	非該当
18利用者に 関する市への通知	利用者が以下の事項に該当する場合には遅滞なく市への通知を行っていますか。 ①サービス利用に関する指示に従わないことにより要介護状態の程度を増進させたと認められる場合 ②偽りその他不正な行為により保険給付を受けた又は受けようとした場合	条例 第264条 準用第27条	☐	☐	☐
19管理者の責務	(1) 管理者は、事業所の従業員の管理及びサービス利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っていますか。	条例 第264条 準用第57条	☐	☐	☐
	(2) 管理者は、事業所の従業員に規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っていますか。		☐	☐	☐
20運営規程	以下の事項を運営規程に定めていますか。 ☐事業の目的及び運営の方針 ☐従業員の職種、員数及び職務内容 ☐営業日及び営業時間 ☐指定福祉用具貸与の提供方法、取り扱う種目及び利用料その他の費用の額 ☐通常の事業の実施地域 ☐苦情処理に関する事項 ☐虐待防止に関する事項 ☐その他運営に関する重要事項	条例 第258条	☐	☐	☐
21勤務体制の確保等	(1) 利用者に対し、適切なサービスを提供できるよう事業所ごとに勤務の体制を定めていますか。	条例 第264条 準用第109条 第1項、第2項 及び第4項	☐	☐	☐
	(2) 当該事業所の従業員によってサービスを提供していますか。		☐	☐	☐
	(3) 職場において行われる性的な言動、優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じていますか。		☐	☐	☐
21-2業務継続計画の策定等	(1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、当該計画に従い必要な措置を講じていますか。	条例 第264条 準用第32条の2	☐	☐	☐
	(2) 従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施していますか。		☐	☐	☐
	(3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っていますか。		☐	☐	☐
22適切な研修の 機会の確保並び に福祉用具専門 相談員の知識及 び技能の向上等	(1) 福祉用具専門相談員に対し、その資質の向上のため、人権の擁護、虐待の防止、認知症介護、介護予防、福祉用具等に関する研修の機会を確保していますか。	条例 第259条	☐	☐	☐
	(2) 福祉用具専門相談員は、常に自己研鑽に励み、指定福祉用具貸与の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めていますか。		☐	☐	☐
23福祉用具の取 扱種目	利用者の身体の状態の多様性、変化等に対応することができるよう、できる限り多くの種類の福祉用具を取り扱うようにしていますか。	条例 第260条	☐	☐	☐
24衛生管理等	(1) 従業員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っていますか。	条例 第261条	☐	☐	☐
	(2) 回収した福祉用具を、その種類、材質等からみて適切な消毒効果を有する方法により速やかに消毒するとともに、既に消毒が行われた福祉用具と消毒が行われていない福祉用具とを区分して保管していますか。		☐	☐	☐

点検項目	点検事項	根拠法令	点検結果		
			はい	いいえ	非該当
	(3) 福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせている場合、当該委託等の契約の内容において保管又は消毒が適切な方法により行われることを担保していますか。		☐	☐	☐
	(4) 福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせている場合、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録していますか。		☐	☐	☐
	(5) 事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めていますか。		☐	☐	☐
	(6) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように以下の措置を講じていますか。 ①感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができる)をおおむね6月に1回以上開催し、その結果について、従業員に周知徹底していますか。 ②感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備していますか。 ③従業員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施していますか。		☐	☐	☐
25 掲示及び目録の備え付け	(1) 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示していますか。 または書面を備え付け、かつ、自由に閲覧させていますか。	条例第262条	☐	☐	☐
	(2) 重要事項をウェブサイトに掲載していますか。		☐	☐	☐
	(3) 事業所に取扱う福祉用具の品名及び品名ごとの利用料その他の必要事項が記載された目録等を備え付けていますか。		☐	☐	☐
26 秘密保持等	(1) 従業員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者若しくは利用者であった者又はその家族の秘密を漏らしてはいませんか。	条例第264条 準用第35条	☐	☐	☐
	(2) 従業員であった者が、正当な理由なく、業務上知り得た利用者若しくは利用者であった者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう必要な措置を講じていますか。		☐	☐	☐
	(3) サービス担当者会議等において、利用者、その家族の個人情報を用いる場合の同意をあらかじめ文書により得ていますか。		☐	☐	☐
27 広告	虚偽または誇大な広告をしていませんか。	条例第264条 準用第36条	☐	☐	☐
28 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止	居宅介護支援事業者又はその従業員に対して、利用者に特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していませんか。	条例第264条 準用第37条	☐	☐	☐
29 苦情処理	(1) 利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口等を設置していますか。	条例第264条 準用第38条	☐	☐	☐
	(2) 苦情の内容等を記録していますか。		☐	☐	☐
	(3) 苦情に関して市又は国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合においては、指導助言に従って必要な改善を行っていますか。		☐	☐	☐
	(4) 市又は国民健康保険団体連合会から求めがあった場合は、改善の内容を報告していますか。		☐	☐	☐
24 地域との連携等	(1) 提供したサービスに関する利用者からの苦情に関して市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めていますか。	条例第264条 準用第39条	☐	☐	☐

点検項目	点検事項	根拠法令	点検結果		
			はい	いいえ	非該当
	(2) 事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者にサービスを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対してもサービスの提供を行うよう努めていますか。		☐	☐	☐
31事故発生時の対応	(1) 事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。	条例第264条 準用第40条	☐	☐	☐
	(2) 事故の状況や処置について記録していますか。		☐	☐	☐
	(3) 賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行っていますか。		☐	☐	☐
31-2虐待の防止	事業所において虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じていますか。	条例第264条 第40条の2			
	(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができる。)を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底していますか。		☐	☐	☐
	(2) 虐待の防止のための指針を整備していますか。 指針には以下の事項を定めていますか。 □事業所における虐待の防止に関する基本的考え方 □虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項 □虐待の防止のための職員研修に関する基本方針 □虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針 □虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項 □成年後見制度の利用支援に関する事項 □虐待等に係る苦情解決方法に関する事項 □利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項 □その他虐待の防止の推進のために必要な事項		☐	☐	☐
	(3) 虐待の防止のための研修を定期的実施していますか。		☐	☐	☐
	(4) (1)～(3)に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いていますか。		☐	☐	☐
32会計の区分	他の事業の会計と区分していますか。	条例第264条 準用第41条	☐	☐	☐
33記録の整備	(1) 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備していますか。	条例第263条	☐	☐	☐
	(2) サービス提供に関する記録を整備し、その完結の日(当該サービスを提供した日)から5年間保存していますか。		☐	☐	☐
34暴力団員等の排除	大分市暴力団排除条例に規定する暴力団員及び暴力団関係者の支配を受けていませんか。	条例第264条 準用第43条	☐	☐	☐